

測量登記業務仕様書

(森林技術・支援センター宿舎敷地ほか1)

1 総則

本仕様書は、測量登記業務の適正を期するための必要な事項の基準を示すものである。

2 業務の数量

別紙「業務内訳書」のとおりであるが、面積測量の数量は現在の登記面積等により表示している。

また、以下に示す作業は内訳書に記載する点数を基本とする。

(1) 境界標設置における引照点測量

3 代理権の授与

- (1) 発注者は、登記の嘱託に関する代理権を受注者又は受注者の選任した者に授与するものとする。
- (2) 受注者は、登記の嘱託に関する代理権を授与する者を選任したときは、書面により発注者に通知するものとする。
- (3) 発注者は、受注者が選任した者が不相当と認めたときは、その理由を明記して受注者に対してその変更を求めることができる。

4 業務の内容

(1) 資料調査

資料調査は、法務局その他の官公署、組合等が備え付け又は保管する公簿類、地図類、図面類等の閲覧、謄写、収集、調査、照合、点検及び分析整理とする。

(2) 現地調査

現地調査は、事前調査、筆界確認（多角測量、復元測量、画地調整）又は立会（民有地境界、公共用地境界）の諸作業とする。

①事前調査

事前調査は、発注者が現地において指示した事項と前各号の収集した資料に基づき、土地及び建物の物理的状況及び利用状況、地形、境界標識の有無又は測量上準拠すべき基準点の有無等の調査並びに公共用地若しくは民有地に対する立会に関する作業方法及び日程の協議又は境界紛争の有無の調査等の諸作業とする。

②筆界確認

筆界確認は、現地と公簿類、地図類、図面類との照合、位置の特定、筆界復元及び筆界確認の諸作業とする。

ア 復元測量

復元測量は、筆界の標識の不明又は亡失等のため、既存の資料又は画地調整の計算資料に基づき筆界点を測設する作業とする。

イ 画地調整

画地調整は、数筆の土地の位置の特定又は筆界点を復元する場合に、基礎測量(現況測量を含む。)で得た既設境界標識、境界周辺の構築物、地形等の筆界確定要素となるデータと、地図類及び資料調査で収集した既存資料とを照合・点検し、面積、辺長の調整計算を行い、周辺土地との均衡調整を図り、筆界点を確定するための作業とする。

③立会

境界立会は、隣接所有者と境界を確認し合意を得るための作業又は民有地と公用地との境界を確定し合意を得るための作業とする。

ア 民有地境界立会

民有地境界立会は、民有地の境界について、隣接所有者の立会を得て境界標の認否、合意の有無等を確認し、筆界の確認を行うものとする。

なお、境界立会において、既存の境界標識が容易に直視でき、明確な資料に基づき相隣者間の合意を得る作業とする。

イ 公共用地境界立会

公共用地境界立会は、公共用地(道路、水路等の長狭物及びその他の公有地)と民有地との境界の確認(明示)申請及び筆界確認を行うものとする。

なお、公共用地を管理する官公署等に対し、境界確認申請書に案内図、付近見取図、公図写等を添付して申請手続を行い、かつ、平易な現地での立会作業とする。

(3) 測量業務

①土地面積測量

土地の面積測量(測量原図の作成を含む)は数値測量を原則とする。

②境界標設置

ア 境界標測設

分筆をする場合に木杭等をもって現地に分割点を測設する作業とする。

イ 境界標埋設

筆界の標識の不明又は亡失等のため、既存の資料又は画地調整の計算資料に基づいて得られた筆界点に、永続性のある標識(コンクリート杭等)を設置するために必要な作業とする。

なお、境界点傾斜、頭部欠損による異状標識について、再測量により異状が認められる場合には傾斜等の修復措置を講じることとする。

ウ 引照点測量

引照点測量は、筆界点の指示又は亡失した場合の境界標の復元のため、予め近傍の恒久的地物等と筆界の位置関係を明確にするための作業とする。

(4) 申請手続業務

土地の表示に関する登記の嘱託手続きは嘱託書、委任状、法的添付図面、共同

担保目録等の作成及び嘱託書の提出、登記完了証の受領等を包括して行う。
なお、登記完了後の全部事項証明書について、交付手続き及び受領を行うものとする。

(5) 書類の作成

隣接所有者の筆界確認書及び登記完了証還付後に提出する成果品は文案を要するものとする。

なお、成果品は登記業務処理済報告書に添付することとする。

(6) 支給品

埋設する境界標の材料は支給するコンクリート杭を原則とするが、現地の状況により金属鋳又はステンレスプレートでも可能とする。

また、境界標に用いる材料は以下に示す規格又はこれと同等以上の耐久性を有し滅失のおそれがないものを用いる。

- ① コンクリート杭 80×600mm
- ② 金属鋳 8×15×75mm
- ③ ステンレスプレート 40mm角、境界文字、アンカー2本付

5 成果品

登記業務処理済報告書に以下の成果品を1部添付するものとする。

- (1) 登記完了証
- (2) 全部事項証明書
- (3) 登記嘱託書の写し
- (4) 地形図及び地積測量図
- (5) 筆界点の写真

別紙

業務内訳書

分筆登記 岐阜県下呂市森字大下り 876 番 1、字六反切 906 番 16

森林技術・支援センター宿舎敷地ほか 1

業 務 種 別				数量	単位	備考
調査業務	資料調査		公募類	2 2	筆	
			地図類	2 2	筆	
			図面類	2	筆	
			疎明書面	1	件	
現地調査	事前調査			1	件	
	筆界確認	多角測量		1 0	点	
		画地調整		2	区画	面積調整
		加算 1 区画		3	区画	面積調整分筆地
	立会	民有地境界	立会確認	6	点	
		公共用地境界	A ランク	2 5	点	
測量業務	面積測量(土地)		3, 0 0 0 m ² 以下	1	式	字大下り 876 番 1
			4 0 0 m ² 以下	1	式	字六反切 906 番 16
	境界標設置		境界標測設	4	点	
			境界標埋設	1 1	点	
			引照点測量	4	点	
申請手続業務	分筆登記			1	件	3 分割
				1	件	2 分割
書類の作成等	書類の作成	文案を要する	下呂市官民境界確認申請書	1	件	
			筆界確認書	2	件	
			不動産調査報告書	2	件	
		文案を要しない	委任状	2	件	
	謄抄本交付手続及び受領			2	通	
	原本の複製			2	通	

作業箇所位置図

業務名：森林技術・支援センター宿舎敷地ほか 1 分筆登記業務ほか

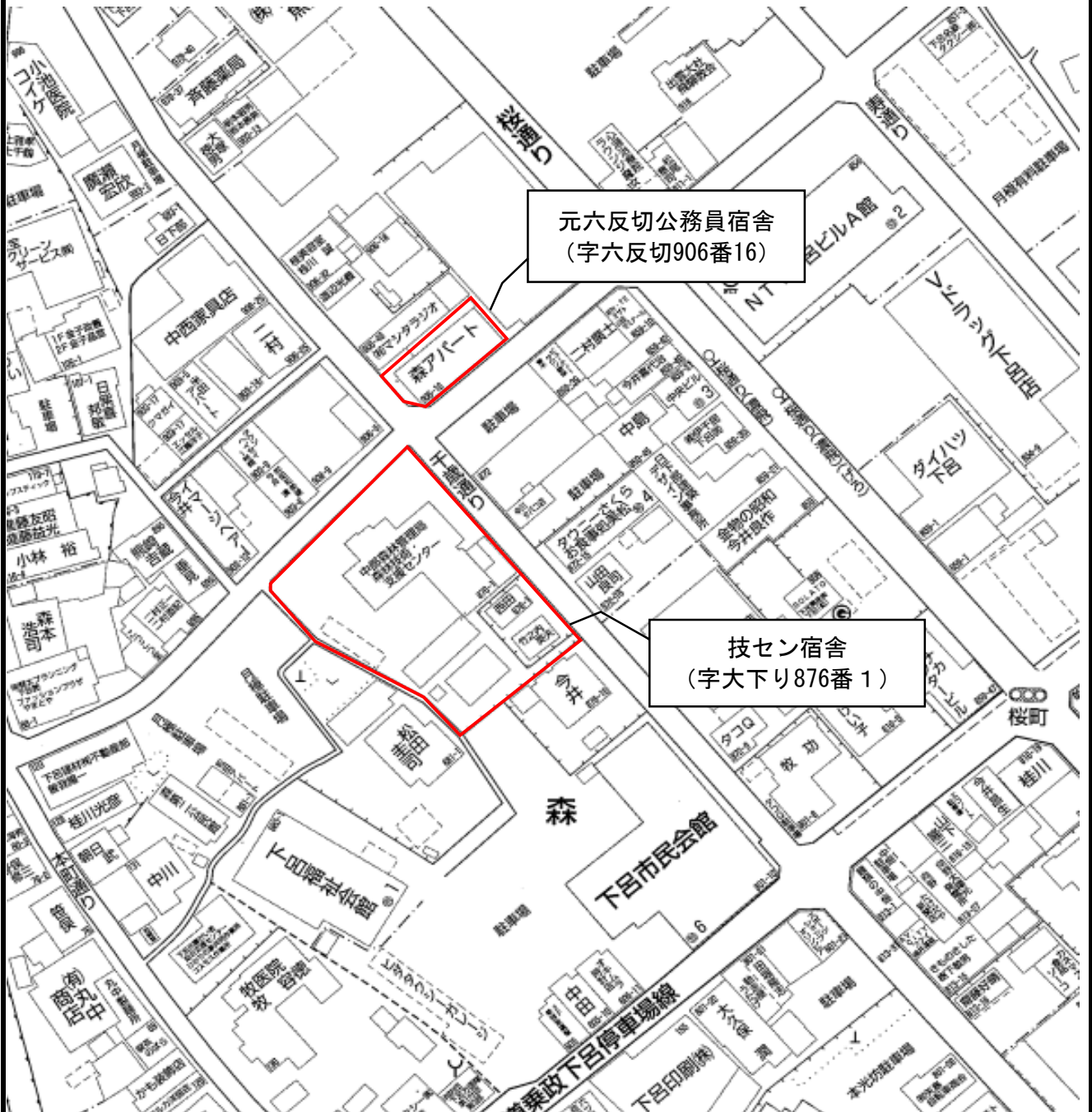
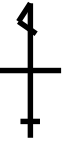


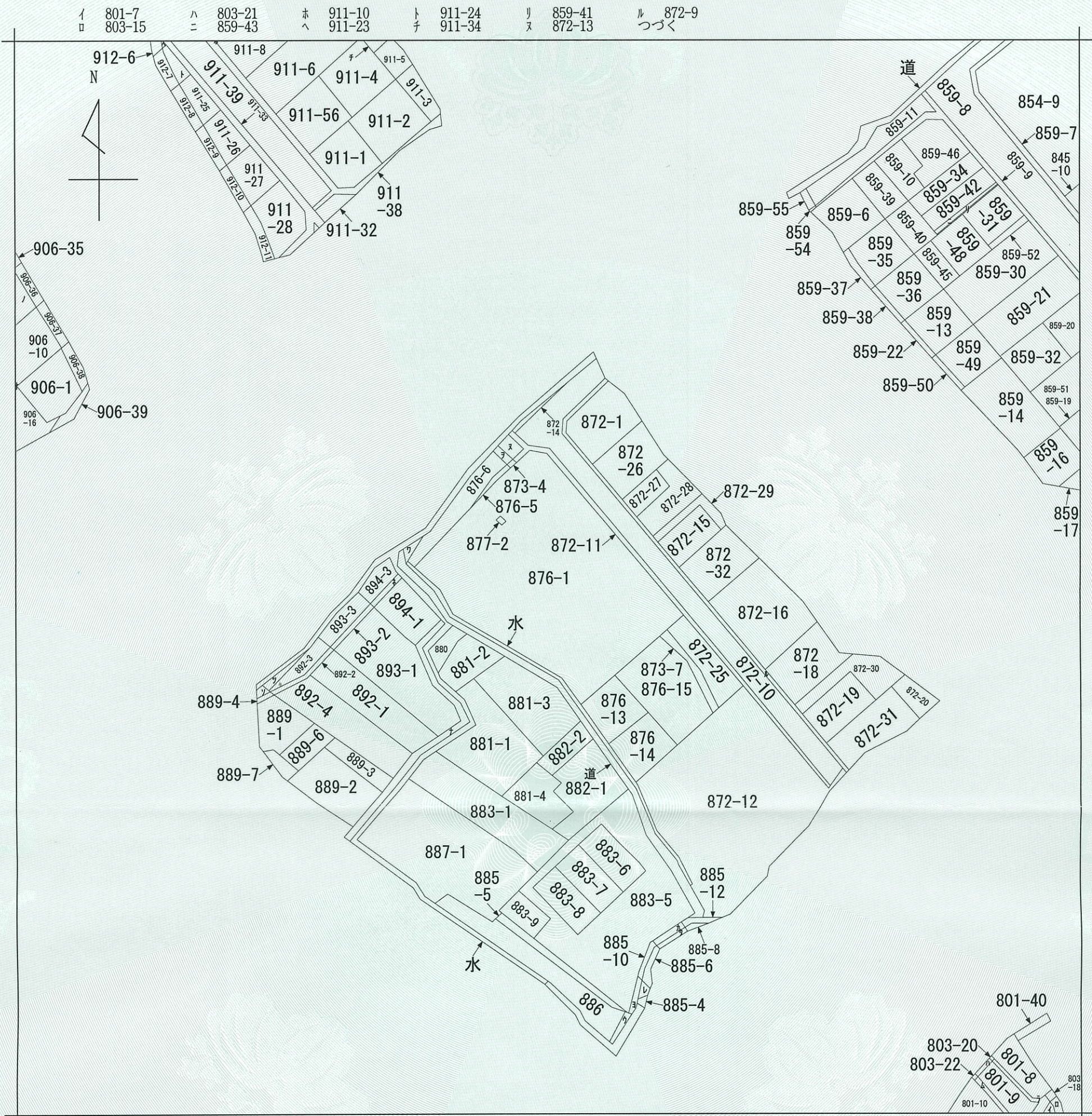
地理院地図
GSI Maps

索引番号

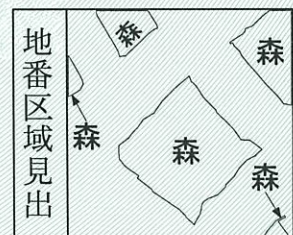
作業箇所案内図

業務名：森林技術・支援センター宿舍敷地ほか 1 分筆登記業務ほか





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	下呂市森字大下り				地番	876番1			
出力縮尺	1/1000	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)				補事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(岐阜地方方法務局高山支局管轄)

令和7年4月3日

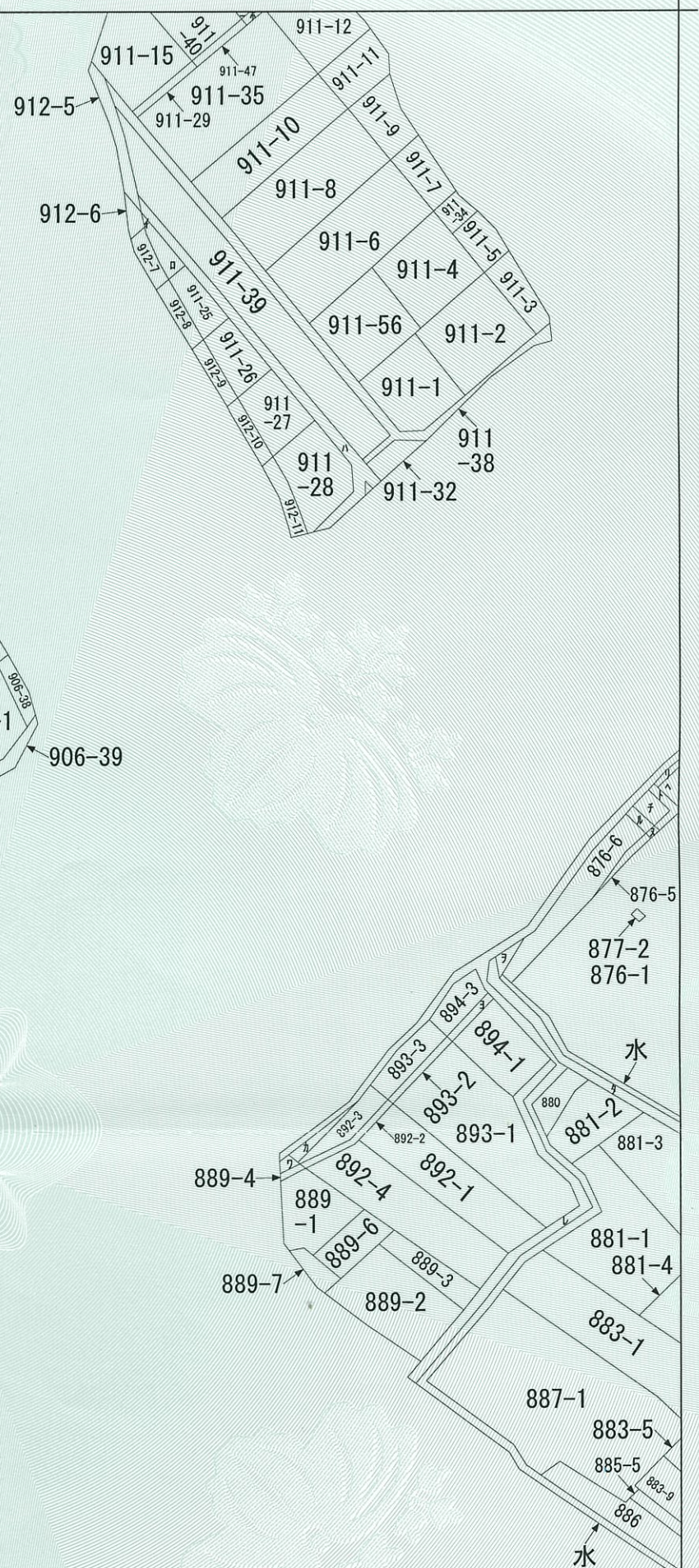
長野地方方法務局

請求番号：11-1

登記官

若菜博紀

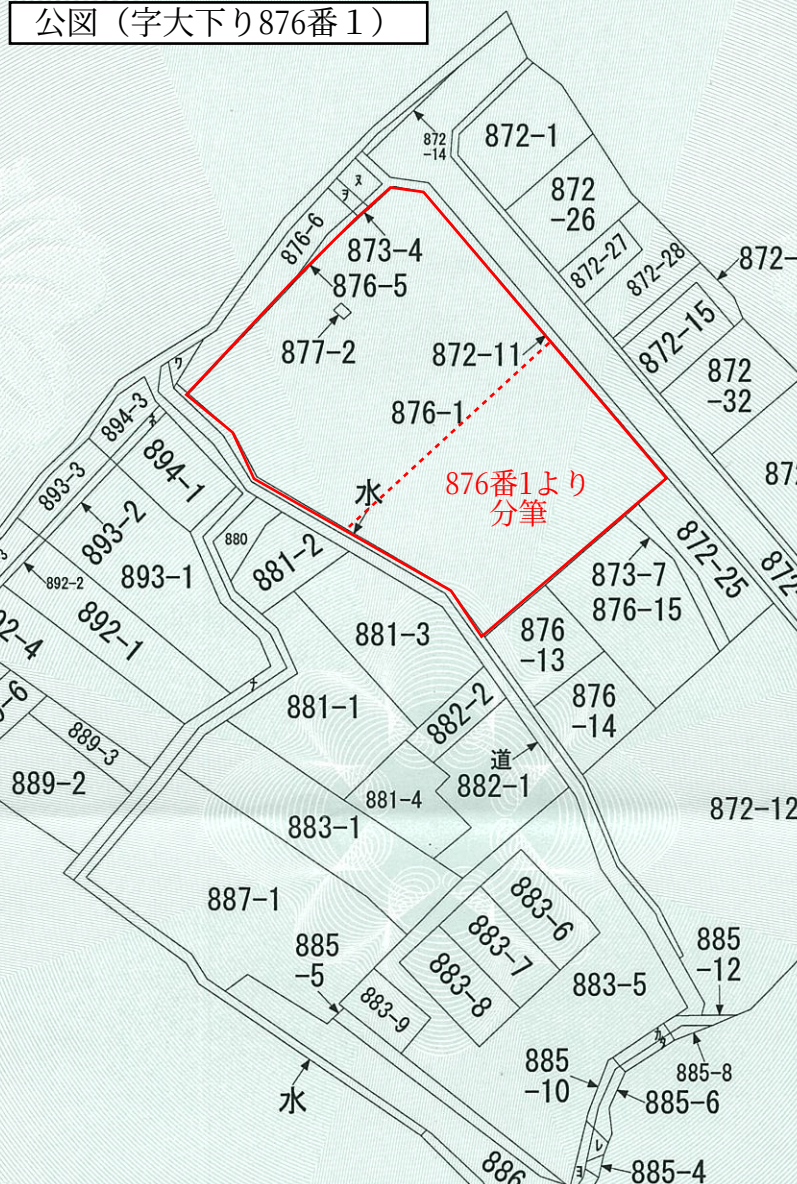




地番区域見出

方塘書局藏

公図 (字大下り876番1)



公図 (字六反切906番1)

